（建設業法施行規則の一部改正）

第二条　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に、「平成□□年□□月□□日」を「令和□□年□□月□□日」に改める。

別記様式第二号中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第三号中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に改める。

別記様式第四号及び別記様式第六号中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第七号及び別記様式第八号中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に、「平成□□年□□月□□日」を「令和□□年□□月□□日」に改め、「元号 〔〕 の下に「令和R、」を加える。

別記様式第九号、別記様式第十号及び別記様式第十一号中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に改める。

別記様式第十一号の二中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に、「平成□□年□□月□□日」を「令和□□年□□月□□日」に改め、「元号 〔〕 の下に「令和R、」を加える。

別記様式第十二号及び別記様式第十三号中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第十五号中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に改める。

別記様式第十六号から別記様式第十七号の三までの様式中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に改める。

別記様式第十八号、別記様式第十九号及び別記様式第二十号の三中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第二十一号の二中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に、「平成□□年□□月□□日」を「令和□□年□□月□□日」に改める。

別記様式第二十二号の三中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に、「平成□□年□□月□□日」を「令和□□年□□月□□日」に改め、「元号 〔〕 の下に「令和R、」を加える。

別記様式第二十二号の四から別記様式第二十五号までの様式中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第二十五号の四中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に改め、「4．平成」の下に「 5．令和」を加え、「平成□□年□□月□□日」を「令和□□年□□月□□日」に改める。

別記様式第二十五号の五中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第二十五号の六及び別記様式第二十五号の七中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に改め、「4．平成」の下に「 5．令和」を加え、「平成□□年□□月□□日」を「令和□□年□□月□□日」に改める。

別記様式第二十五号の八中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に、「平成15年４月１日」を「令和２年４月１日」に、「平成16年３月31日」を「令和３年３月31日」に、「平成15年10月１日」を「令和２年10月１日」に、「平成15年３月31日」を「令和２年３月31日」に、「平成19年12月31日」を「令和６年12月31日」に、「平成15年１月１日」を「令和２年１月１日」に、「平成15年12月31日」を「令和２年12月31日」に、「平成15年11月１日」を「令和２年11月１日」に改める。

別記様式第二十五号の九中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に改める。

別記様式第二十五号の十中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第二十五号の十一中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に、「平成□□年□□月□□日」を「令和□□年□□月□□日」に、「平成15年３月31日」を「令和２年３月31日」に、「1 5 年 0 3 月 3 1 日」を「0 2 年 0 3 月 3 1 日」に、「平成16年３月31日」を「令和３年３月31日」に、「平成15年10月１日」を「令和２年10月１日」に、「平成15年12月31日」を「令和２年12月31日」に、「平成15年11月１日」を「令和２年11月１日」に、「自平成15年04月～至平成16年03月」を「自令和02年04月～至令和03年03月」に、「自平成15年01月～至平成15年12月」を「自令和02年01月～至令和02年12月」に、「自平成15年10月～至平成16年03月」を「自令和02年10月～至令和03年03月」に、「自平成15年10月～至平成00年00月」を「自令和02年10月～至令和00年00月」に、

「	昭和 平成	年	月	日 」

を

「	昭和 平成 令和	年	月	日 」

に改める。

別記様式第二十五号の十二、別記様式第二十五号の十四、別記様式第二十五号の十五及び別記様式第二十六号中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第二十七号中「平成」を「令和」に改める。

（測量法施行規則の一部改正）

第三条　測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二及び別表第二から別表第八までの規定中「平成」を「令和」に改める。